

○山県まちづくり振興券交付事業実施要綱

平成24年2月24日

告示第24号

改正 平成25年3月22日告示第35号

平成26年3月4日告示第16号

平成27年3月31日告示第51号

平成27年8月10日告示第99号

平成28年3月23日告示第30号

平成28年7月5日告示第81号

平成28年8月15日告示第90号

平成29年3月31日告示第47号

平成30年2月20日告示第7号

平成31年3月28日告示第45号

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する助成事業又は市長が特に認めた団体が行う事業について、山県まちづくり振興券（以下「振興券」という。）を現金に代えて交付又は販売することにより、消費を刺激し、もって市の商工業の振興に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 山県市出産祝金事業
- (2) 山県市福祉医療費助成事業
- (3) 山県市ブロック塀等撤去補助金交付事業
- (4) 山県市全国大会等出場者応援金事業
- (5) 山県市狩猟免許取得助成事業
- (6) 山県市防災士取得助成事業
- (7) 山県市国民健康保険優良家庭表彰事業

- (8) 山口市福祉を担う人づくり推進助成事業
- (9) 山口市鳥獣被害防止柵設置助成事業
- (10) 山口市鳥獣被害防止柵設置事務費交付事業
- (11) 山口市幼稚園保育料等助成事業
- (12) 山口市認可外保育施設保育料等助成事業
- (13) 山口市住宅等取得祝金事業
- (14) 山口市ふるさと暮らし奨励金交付事業
- (15) 市長が特に認めた団体が行う事業

2 この事業に係る交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 山口市出産祝金の受給資格を有する者
  - (2) 山口市福祉医療費助成の受給資格を有する者
  - (3) 山口市ブロック塀等撤去補助金交付事業の受給資格を有する者
  - (4) 山口市全国大会等出場者応援金の支給対象者
  - (5) 山口市狩猟免許取得助成事業の受給資格を有する者
  - (6) 山口市防災士取得助成事業の受給資格を有する者
  - (7) 山口市国民健康保険優良家庭表彰事業の受給資格を有する者
  - (8) 山口市福祉を担う人づくり推進助成事業の受給資格を有する者
  - (9) 山口市鳥獣被害防止柵設置助成事業の受給資格を有する者
  - (10) 山口市鳥獣被害防止柵設置事務費交付事業の受給資格を有する者
  - (11) 山口市幼稚園保育料等助成事業の受給資格を有する者
  - (12) 山口市認可外保育施設保育料等助成事業の受給資格を有する者
  - (13) 山口市住宅等取得祝金の支給対象者
  - (14) 山口市ふるさと暮らし奨励金の支給対象者
  - (15) 市長が特に認めた団体が行う事業により振興券を授与される者
- (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 振興券 第1条の目的を達成するために、市が発行する金券をいう。
- (2) 取引 振興券の対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 振興券取扱店 市内において取引を行い、受け取った振興券の換金を請求することができる事業者として登録された者をいう。

(振興券の額面等)

第4条 振興券の額面は、1,000円とし、釣銭は支払われない。

2 振興券は、振興券取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

3 振興券は、次の各号に掲げる取引には使用できないものとする。

(1) 出資、有価証券の購入、債務の支払い等消費に当たらないもの又は商品券、プリペイドカード、はがき、切手、収入印紙、収入証紙等換金性のあるもの。

(2) 国及び地方公共団体への支払い及び電気料金、電話料金その他の公共サービスの対価に準ずるものの支払い。

(3) たばこの購入

4 交付対象者及び振興券取扱店は、振興券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

5 振興券は、交付された本人及びその代理人、使用者に限り使用することができる。

6 振興券の使用期間は、交付日から翌年度の10月末日までとする。

7 交付後の振興券の紛失、盗難及び毀損の場合の再交付は行わない。

(振興券取扱店の登録等)

第5条 振興券取扱店として登録できる者は、市内に事業所を有するものとする。

2 前項の規定に該当する者が振興券取扱店への登録をしようとするときは、山県まちづくり振興券取扱店登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により登録した内容に変更が生じたときは、山県まちづくり振興券

取扱店登録内容変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 4 前2項の規定による登録を抹消しようとするときは、山県まちづくり振興券取扱店登録抹消申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（振興券の換金手続き）

第6条 市長は、振興券が使用された場合は、関係振興券取扱店に対し、その額面に相当する金額を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、振興券取扱店は、取引において受け取った振興券を取りまとめ、山県まちづくり振興券換金請求書（様式第4号）に振興券を添え、市長に提出しなければならない。

- 3 換金の方法は、振興券取扱店が指定する預金口座に振り込む方法による。

- 4 前項の規定による預金口座の指定は、山縣市会計規則（平成15年山縣市規則第37号）第29条に規定する口座振替支払依頼書を会計管理者に提出して行うものとする。

- 5 偽りその他不正の手段により換金を受けた者があるときは、市長は、その者に対して換金した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（対象事業の施行）

第7条 この事業の対象となる市の助成事業又は市長が特に認めた団体が行う事業の施行は、対象事業ごとの規則又は要綱によるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第35号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日告示第16号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月10日告示第99号）

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第30号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月5日告示第81号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月15日告示第90号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第47号）抄

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日告示第7号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第45号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

山県まちづくり振興券取扱店登録申請書

年 月 日

山 県 市 長 様

山県まちづくり振興券交付事業実施要綱第5条第2項の規定により、振興券取扱店への登録を申請します。

申 請 者	所 在 地	
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者氏名	㊞
	電 話 番 号	
	事業内容(職種) (25文字以内)	

※添付書類

口座振替支払依頼書(既に登録されている場合は不要)

様式第2号(第5条関係)

山県まちづくり振興券取扱店登録変更申請書

年 月 日

山 県 市 長 様

申請者 所在地

名 称

代表者名

㊟

電話番号

次のとおり、登録内容に変更が生じたので、山県まちづくり振興券交付事業実施要綱第5条第3項の規定により、登録変更を申請します。

事項	変更前	変更後

※事業内容(職種)の変更する場合は、25文字以内

指定の預金口座を変更する場合は、口座振替支払依頼書も提出

様式第3号(第5条関係)

山県まちづくり振興券取扱店登録抹消申請書

年 月 日

山 県 市 長 様

山県まちづくり振興券交付事業実施要綱第5条第4項の規定により、振興券取扱店の登録抹消を申請します。

申 請 者	所 在 地	
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者氏名	㊞

抹消年月日 年 月 日



様式第4号（第6条関係）

山県まちづくり振興券換金請求書

年 月 日

山 県 市 長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名  
電話番号



山県まちづくり振興券交付事業実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり請求  
します。

記

- 1 請求金額 ￥ \_\_\_\_\_ 円  
2 換金枚数 \_\_\_\_\_ 枚

内訳

年度	年度	計
枚	枚	枚

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)